

第十三回 参議院農林委員会會議録第三十二号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午後二時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君

委員

瀧井治三郎君
宮本 邦彦君
飯島進次郎君
片柳 眞吉君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
松永 義雄君

衆議院議員

小林 運美君
吉川 久衛君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局長 安樂城敏男君
常任委員会専門員 倉田 吉雄君
常任委員会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○食糧管理法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、前日に引續いて質疑を願います。

○松永義雄君 私のお聞きしたいこと

は、この間中から長官の言われました外貨の点であります。昨年の米麦の輸入金額及び今年の米麦の輸入の見通し金額、若しおわかりになりましたら……。

○政府委員(東畑四郎君) 昨年の実績は取調べまして申上げますが、二十七年の見通しは、前日に申上げたかと思ひますが、四億一千二百萬ドルという事は計画をいたしております。その中でドル地域が二億五千六百萬ドルというのが当初の実は計画でございまして、勿論これは価格その他によりまして、若干の狂いがございしますが、二億五千六百萬ドルを除きましたものがポンド地域と、いわゆるオーストラリア・アフリカ地域から来るものが五千萬ドル、ポンド地域から来るものが八千万ドル、オーストラリア・アフリカ地域のもの九千八百万ドル、合計いたしまして一億四億一千二百萬ドルという計画をいたしております。その後米等が若干政府が計画いたしましたよりは値上りをいたしておりますので、米の必要資金がもう少し減ることになるかと実は考へておるのであります。

○松永義雄君 私の持つておる数字によると、四億二千萬ドルになるのです。この点は別にしまして、昨年の米麦の輸入金額は三億九千九百萬ドル余になつておるのですが、幾らか減つておることにもなるのですが、それはどういふ理由でしょうか。

○政府委員(東畑四郎君) 二十六年

は米が大体七十萬トンぐらいと考えております。本年は予算で百万トン以上の計画をいたしておりますので、米自体が非常に減つておるといふことが外貨所要額が狂ひました大きな根本である。こういふふうにご考へております。

○松永義雄君 これは或いは通産省へお聞きすることになるかと思ひますが、新聞紙上では外貨予算が今変更されつあるというのださうでありませう。当初計画したところによると輸出が十五億ドル、輸入が約二十億四千萬ドル、それが最近の輸出が入りまくる行かないので十三億ドル、悪くすると輸出が十二億ドルぐらゐに落ちればしなごい。自然に又輸入のほうも十八億ドルぐらゐになるのださうです。そうすると、そういうことになると我々の素人常識になるのですが、輸出の金額が減つて来れば輸入の金額が減つて来ると。そうするとその割当が一体米麦の輸入のほうへどういふ影響が及んで来るといふ点を一つお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(東畑四郎君) 本年から外貨予算は二期に分けて、上期と下期とでやつております。輸出のほうも落ちました場合におきまして、輸入計画というものは結局輸出の場合に貿易外の収入というものが相当ございませう。貿易外収入と、特需と、輸出とこの三つを合せまして、貿易外支出を引いたものが大体輸入計画になるのでございませう。輸出の問題は貿易外収入と特需の問題とがからみ合ひまして実は輸入計

画を作りませんと、輸出即輸入というわけには実は参らないのであります。最近二期に分つて外貨予算を組んでおられます。今のところまだ我々のほうはそれを變更するといふことは聞いておりませぬ。下期の外貨予算を立てます場合は大体上期の実績その他の見通しをつけてやつております。現実只今のところ米等が我々が考へておりました上期の外貨予算に対して若干単価等が上りましたために減つておりました。そういうものは修正をいろいろ政府はいたしておる、そういう段階であります。年間を通した見通しは、安本長官が本国会で出されました以外に、農林省といたしましてはまた何とも申上げるテーターを持つておりませぬ。別途一つ責任者からお聞き願ひたいというふうな状況でございませぬ。

○松永義雄君 まあとにかく聞くだけ聞いて、お答えになる権限あるお役所から答弁を求めるとはその際に譲りまして、この棉花の輸入のときに、大蔵大臣は手持のドルがたぐさんあるのだからそれを向けたらいいのじやないか、こういうことを言うたことがあつた。我々としても一体そんなにドルをたくさん持つておることがどういふ意味があるかというので、いろいろの予想、推測を持つていたのであります。現在三月末の外貨手持がドルで六億五千万ドルあるという数字になつておるのです。この間中長官は表について二億ドルぐらゐ輸入する予定で、だから六億ドルの中から出せば二億ドル

ぐらゐ直ぐ出る。大雑把に一人よがり計算を出せば出し得るのでしようが、とにかくこの手持外貨というものはポンドその他で十一億ドルぐらゐになつておるが、それがそのまま輸入せられて行つて、只今長官のおつしやつたように特需があるとか、貿易外収入があるから、それで何とかなるという、こういうふうにお話でありました。併し常識上輸出が減つて来れば輸入も減るんじゃないかというふうにご考へられるのですが、この米麦に対する、まあ殊に麦に対する割当外貨というふうなものについて何ら不安を懐かれておらんのか、その通り聞いて間違いないのか、その点を……。

○政府委員(東畑四郎君) 勿論輸出振興をやりまして輸出によるドルを確保するといふことは、これは申上げるまでもなく日本としても非常に重要な点であります。問題を本年度の問題に限定いたしまして、又近い将来の問題に限定いたしまして、日本は輸出で得ますドル以上に貿易外収入、特需等のドルが相当実確保できておることが現実でございませぬ。従ひまして全体として二億五千万ドル、麦類としまして二億ドル程度のドル資金が要るのであります。その程度は幸いなことに貿易外収入、特需、輸出ドル合せますと、外貨予算の編成もそう困難なしにできるといふのが現実でございませぬ。一つの方角として輸出振興を図りますことは、これは当然のことであるといふふうには考へております。

○松永義雄君 それは、只今長官のお答えになつたことは農林省の考えでし
よりか。大蔵省なり安本或いは通産省
から得た結論としておつしやつておる
のでしようか。

○政府委員(東畑四郎君) 外貨予算の
配分は関係関係でございましたが、一つ
の総合計画の環でやつておるのです
。本年申上げました数字は農林省の
数字のみならず、全体としての政府の
方針でござりました食糧輸入金額の一
応の計画であります。

○松永義雄君 最近その外貨予算が変
更されると、こういう話を聞いておる
のであります。然らばその外貨予算が
本当にきまつて来なければ、たとえ農
林省がこれだけのものを輸入するの
にこれだけの外貨が必要だと言つても、
實際上それだけの割当が来るかどうか
という事は、我々としては確たる結
論を出し難いと思つておりますが、
農林省といたしましては計画だと言つ
てはいるのですが、現実に外貨割当が来
なきや実際に品物が入つて来ないのじ
やないかという点……これ以上は意
見になりますから、この点に関する質
問はやめておきます。

それから第二に質問いたしたいとい
とは、我々が考へてみて、麦が統制の
時には国家資本でこれが行われてい
る。統制が外されたら一民間資本は
どういふふうに入つて来るか。
○政府委員(東畑四郎君) 御質問の趣
旨は、集荷なり運転資金だと思います
が……。

○松永義雄君 集荷、運転資金、販
売、一切の……。

○政府委員(東畑四郎君) そういう流
通資金につきましては、只今のところ

は国に全部集まるものでありますか
ら、いわゆる国家資金がこれを買うわ
けであります。流通資金になります
と、農協でございませうれば農協自体の
資金が流れて行くわけでありませうが、
今日の農協自体はそれだけの資金的余
裕がありませんので、国庫余裕金が必
らずあるわけでありませうから、その余
裕金を中央金庫に指定預金をいたしま
して、それを財源として流通資金が系
統組織に流れて行くということ、国
が集荷します資金と財源は大体同じで
ございませうけれども、流れる組織が違
つて来るという点が大きな違いであり
ます。

○松永義雄君 それはこう申しては失
礼ですが、これは長官の希望じやない
かと思つて、八百萬石なら八百
萬石を買入れる。恐らく言われた日に
申込があるだろうと思つて、麦は
一年間二千七、八百萬石できるのじや
ないですか、そうして農家の自家食糧
でこれを用いられて、そうしてその残
りが外に出て行くのではないか。一体
その分量はどういふふうになるか。

○政府委員(東畑四郎君) よく八百萬
石と申上げますのは、実は玄米に換算
をした数字でございます。従いまして
およそ商品化した量を全部という意味
でございまして、それを玄米に換算し
たしますと、先ず八百萬石という数字
が従来とられておつたわけでありませ
う。これは勿論玄米で申上げますと相
当大きな量になります。過去の商品化
事情等を検討いたしまして考えました
数字でございませう。我々といつたし
ては、おおよそ商品化した量につきまし
ては、おおよそ商品化した量につきまし
ておるのであります。現実に政府に

集まつて参りませんと、それだけの金
は余るわけでありまして、その余る財
源は国庫余裕金から民間のほうへ流し
て行く、こういう相談を大蔵事務当局
と完全につけておるわけでありませう。

○松永義雄君 それじや質問の向きを
変えることになるのですが、一体日本
でできる麦がどういふふうにお役所、
農家、商人等によつて扱われるか、大
体の、数字的にどういふふうになりませ
うか、大体どんなふうになつて行くの
か。

○政府委員(東畑四郎君) 実は麦類は
長い直接統制なり割当供出の時代が統
括されて、麦の統制撤廃後どういふ形
でこれが流れるかと言つて、常識
的に言つて、政府にいわゆる最低
価格保証で売られるものと、農協を通
して売られるものと、商人系統を通し
て売られるものと、この三つの形に
なつております。政府は最低価格保証
で買入わけでありませうが、その買入方
は従来と同じように支拂証書で購入を
します。農協のほうにつきましては
今申上げたように、今後は政府の買受
代行といふことになしに、みずから農
協自体が自主的に集め政府に売られる
場合も出て来ると思つて、商人系統
におきまして、それはおの／＼の製粉
会社に行く場合もあると思つて、そ
の割合がどれくらいだといふことにな
りますと、これはなかなか把握し得な
いのでありますけれども、民間流通の
ほうの非常に大きな部分は農協に集つ
て来るのじやないかといふふうによつて
おる次第であります。

協なら単協に廻る資金といふものは全
部政府が賄い得るといふことですか。
○政府委員(東畑四郎君) 系統化する
ものにつきましては、これを賄い得る
といふふうによつておると思つておる
か。

○松永義雄君 ところが虎視眈々とし
てこの麦を対象にして市中銀行がす
でにその手を伸ばさんとしつある傾向
が見られるのであります。国家資本で
まだ抑えている間は、一応い／＼の
まあ統制に関する批判はあるけれど
も、ともかくはできるだけのことをし
ておつたようでありませう。ところが
市中銀行といふか銀行までも行か
ないまでも、い／＼な金融機関が入
つて来る虞れがあると思つて、
全然ない、こゝろい／＼に考へるの
ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 普通の金融
機関がどの程度麦の集荷資金を動かし
得るかどうかといふことにつきまして
は、私まだはつきりと把握できないと
思つて、農協等を通じます場合は
二銭六厘程度の末端における流通資金
が出るということに大体話をしている
のであります。それにつきましては政
府の今後の最低価格で買入ます量と見
合ひまして、中央金庫を通しました系
統組織の金融といふものは、国庫余裕
金を財源として出るといふことに話合
いをするにしている次第であります。

○松永義雄君 簡単に一つお答え願
いなのですが、単協を通じて流れる相
手といふものはどういふ相手でしょう
か。例えば商人であるとか工場である
とか、い／＼あると思つて、
○政府委員(東畑四郎君) 麦は生産者
の委託を受けて買入ものが政府に

のでありませうが、単協もやはり農民の
組織でありますので、農民の麦を集荷
いたしまして政府に売りますか、製粉
会社に売るか、これは自由でありませ
う。そのときの価格如何であります。
その農民から集荷する前渡金なり販売
後の決済資金等は、この金を充當してや
る。結局これは農家の集荷資金の前渡
金のな作用を営む、こゝろい／＼に考
へている次第であります。

○松永義雄君 具体船にお聞きした
いのですが、例えば肥料商みたいなもの
も中に入つて行くのじやないですか。
○政府委員(東畑四郎君) 農協でござ
いますので、農協がそういう資金を肥
料商に貸すといふことは私はないもの
である、こゝろい／＼に信用しており
ます。

○松永義雄君 肥料商が農協から麦を
買入といふようなことはあり得ないの
です。

○政府委員(東畑四郎君) あり得ない
といふことは申上げられないと思つて
います。

○松永義雄君 そこで私のお聞きした
いことは、どうも私の聞きたいことが
びつたりしてないようですが、私の申
上げたことは、麦といふものは国家
資本から今度民間資本の作用するこ
ろになるということを申上げておるの
です。で、これは毎々私がこゝで申し
ているように、肥料商といふものは如
何に農家を過去においていじめてい
るかといふことは、私がこゝに申上げ
るまでもない。今御承知の通り日本は現
在は金融が幾分か緩んだとか何だとか
いふのが大体において金融が苦しい。併
し、本当に緩慢なときが来ないと

のでありませうが、単協もやはり農民の
組織でありますので、農民の麦を集荷
いたしまして政府に売りますか、製粉
会社に売るか、これは自由でありませ
う。そのときの価格如何であります。
その農民から集荷する前渡金なり販売
後の決済資金等は、この金を充當してや
る。結局これは農家の集荷資金の前渡
金のな作用を営む、こゝろい／＼に考
へている次第であります。

も限らない。如何にしてこの統制を外すかという点については資本家側のほうの魂膽として金融の対象を一つ殖やして行こう、やがては米も対象にして行く、そうして米取引所を再現して行く。そうして昔の増資事件を引越すような傾向に向いつつある。統制を外すという事は或いは或る程度利益な点があるかも知れない。併しその半面において非常な不利益を農民に與えたことが、過去の経験において見られて来ているのです。そういうことを今長官はよく頭に置いて言われているかどうかという点、先ほどからそういう質問をしているのです。

○政府委員(東畑四郎君) 過去において自由取引の場合に、いろ／＼農業協同組合、農家自身が貧困でありまして、松永先生の言われましたような、いわゆる流通過程において農家が圧迫されるような現象があつたことは、私自身も十分に承知しております。従いまして表の統制を解除する、いわゆる供出制をやめます場合におきまして、農家自身が、政府が最低保証をいたしました上に、農家自身が合理的な組織で行くということが一番大事だと思つておりますが、そういうことにつきましても同時にこれを行うという方針で大蔵省とも完全に話し合ひをつけまして、きまつております。農協そのものの共同出荷と申しますか、系統出荷という問題につきましては、只今申上げましたような金融措置を考えますけれども、昔のような形に復活するということとはないのではないか、こういうふうには考へておる次第であります。

○松永義雄君 このパリティ計算ですが、それで買上げるから心配はないとおつしやるのですか、人間というものは貧乏すれば何をやるかわからんし、選挙のときに負けそうになつて来ると金を撒いて歩くように、最近もうすでに農家が野菜の自由販売ですでに悲鳴を挙げつつある傾向を帯びて来ておる。そのように経済が立たなくなるといふと、一週金を借りると復利に復利を重ねて、いつの間にか十円が百円になつて来るというふうなばか／＼しいような借金をしている。そうして泣く泣くとられるというふうな現象が起きないとも限らない。問題はもうすでに米の問題についても、米の統制を撤廃したら、いつ如何なる場合に銀行が入つて行けるかということすらすでに銀行はよく研究しておる。それだけ金利というものは農民から搾取して国家へ納めておる間は税金見たいなもので、一応国家的に使われる。そうした金の金利を納めて行くことになれば、農家は自然に金融資本家に略奪されるという傾向になつて行くと思つておる。統制を撤廃すれば、民間資本が私に入つて行くという事は、相当多くなるのじやないか、そうでなくとも雑誌とかいろいろなものに書いておるものを見ると、今度は競争で表の買付をやるだろう。それで必ずしも安くならぬ、高くなる。併しながら農家のほうの全体の経済から言つて赤字になるかという点、いやまだ赤字だ、赤字だという数字が、すでに農林省からも出ている。如何に形がよく行つても事実

農村の金がどん／＼減つて行くところの傾向を帯びて行く。そういうことを考へないのですか。○政府委員(東畑四郎君) 統制を撤廃するということは、たゞ／＼申しますように、これは統制の今までのやり方の管理方式を変えたというふうな言われまじしたが、まさしくそうでありませう。政府としましては、この組織は、今後の生産力も上げなくちやなりませんし、又重要な食糧でありますので、価格の安定という事は、これはとても重要であります。従いましてこの法案にありますが、従いましてこの法

案にありますが、従いましてこの法で、これをやりましますことによつて、最低価格というものを保証いたしておるのであります。その間幅があらまします。民間流通のものも相当出ると思つておる。これにつきましても、農協その他の組織と言いますか、農民の組織そのものに国家資金というものを流して参りますことによつて、どん／＼と傾向と言いますか、農民の金融を政府が援助して行くことをいたしますれば、このことに関する限りにおきまして、その混乱はないように私は考へておるのであります。農協の全体の問題になつて参ります、これはあらゆる施策をめぐらしまして、農家組合が貧弱なる形に追込まれましますことは、これは政府としては防止し、安定させなければならぬという事は当然でございます。本件に関する限りは、松永さんのおつしやいましたような形には私は動かさないであらう、こういうふうには考へておる次第であります。

○松永義雄君 私の言いたいことは、統制を外せば商人が介在して来るから、民間金利の対象になつて行くのじやないか、こういうことを言つておるのです。だからこれが麦だけならいいけれども、米までなつて来たならまします金高が多くなるのですから、それこそ大きな銀行も入つて来るということ、その金利というものは農民から搾取すると同じようになつて来るということとを私は申し上げております。それからあとは簡単なんですが、麦の統制が撤廃になつたら、一体流通の過程はどういうふうになつて来るのですか、組織は……。

○政府委員(東畑四郎君) 政府に売りましますものにつきまして申し上げます、政府は農家の委託、農民の、生産者から委託を受けたものを買入ということになつております。生産者又は生産者の委託を受けた者から政府は最低価格で買入、買入ます価格は政府指定倉庫の米の価格を公示するということになります。従いまして政府指定倉庫米で農家個人々々が売る場合もありましようし、農家の組織である農協が政府に売る場合もあると思つておる。そのときは政府の公示しましたはつきりした値段で出してもらい、出してもらいます。従来と同一ように支拂證書を切りまして、直ぐそれが現金化する、その間の前渡金は、従来通り單協のほうに渡すというものが政府に売る一つの過程でございます。民間に売りますものにつきましても、これはいろいろ／＼形態があると思つておる。農協なり、農協の系統組織から直接政府へ売ります場合もありましようし、系統組織から直接実需者の製粉工場、精麦工場に売る場合もあるかと思つておる。その他のものにつきましても、各製粉、精麦等が各々の商人組織を通

して單協から買います場合もありましようし、個々の生産者から買入場合もあると思つておる。その場合におきましても、政府の買入値段というものは、いつも村別にはつきりいたしておる。規格外の他もはつきりいたしておるので、中ではそれとわけておると思つておる。それから政府が買入れます場合は、検査手数料を含めた価格で、即ち一俵きまりました値段に對して二十四高で買入ということになるかと考へます。

○松永義雄君 これは、まあ個人々々のことかも知れないのですが、例えば製粉工場は、最近大きなものが残る、中以下のものは金融の問題で参る、少し過ぎた考えかも知れませんが、競争して買付けに行つて、そうしてその結果、麦が直接食糧のほうへ廻る分が少なくなつて行くという虞れがある、こういうことを言われておるのですが、そういうことではないでしょうか。

○政府委員(東畑四郎君) 製粉会社、精麦会社は勿論内地米を買入することは事實でございますけれども、この代金というものは、やはり食糧以外の用途はございませぬので、勿論食糧に向けるものという事に考へておる。○松永義雄君 その数字を前から知りたいと思つておるのですが、統制時代について言われておるのですが、統制時代に我々の主食として廻つて来る量と、今度統制が撤廃されるという点、主食以外に食糧になるものもありましようし、味噌なんか食糧の一つでありましようが、主食以外に廻つて行く量が絶対的に量としてはプラス、殖えるのじやないかというふうな考へを持つことは間

違つておるのですか。

○政府委員(東畑四郎君) 麦の需給が緩和して参りますと、特に業務用といひましては種類は相当加工用、その他にすでに統制当時から渡しておるわけでありませぬ。農家の自家保有につきましても餌を認めますと同時に、政府に売り出したものも相当加工用に渡しておるわけでありませぬ。加工用に渡してする量がそう大きく、自由になりましても私は需給を不安定ならしめるほどの有効需給はないものである、こういうふうには実は考えておるものでありませぬ。

○松永義雄君 これはまあ将来の予想だから、こうだと思えばそうではないことになり、他方ではそうではないと言へばそのでないということになる。併し我々の主食以外の需要向けるのは今までは抑えられておつたので、ここで統が外されるという、にわかには加するといふようなことにはしなないか、例えばまあ大変最近例で皮肉みたことですが、ビールだつて足らないときもあるのです。ビールはもう売切れちやつてどうもビールがなくなるとか何とか言うことを聞いておる、どうなんですか。

○政府委員(東畑四郎君) 従来内地の大裸で飯用以外に約十万吨、それから小麦で言いますと、約十四、五万吨は飯用以外に政府としても割当をしておるのであります。ビール用となりますと、大裸になると思いますが、一庶三万七千トン程度の割当をしておるのであります、これがどの程度殖えますか、これは勿論ビールの需要如何と関係があります。その龐大な需給全体を不安定ならしめるような量を私

はビール会社も買はずはないと、こういうふうに実は考えておる次第であります。

○松永義雄君 二十七年年度の麦作の総面積と二十六年年度の麦作の総面積はどいうふうになつておりますか。
○政府委員(東畑四郎君) 二十六年は百七十二万八千歩であります。二十七年が百六十六万一千歩であります。約六万七千歩作付と收穫面積とが減少をいたしておるのであります。が、菜種が大体五万四千歩程度殖えております、という数字でございます。

○松永義雄君 もう一点で終ります。余計なことかも知れませんが、この買付競争となると高は買つてくれぬかも知れませんが、その半面金も拂わぬのもできて来る、自由契約です。又別の方面に行けば、金がないために肥料商へ先売りしてしもうといふようなことで、自由経済になると、ちよつと気が案になるというような点は、これは誰しも認めるのであります。併し過去において、如何に、やはり自由経済が如何に農民を圧迫して来たかという事は、これも追う周知の事実であります。そのことだけを上上げて終るのですが、更に先程御質問しました新しくできる外貨予算と小麦の買入れ価格並びに買入れに対する外貨の割当はどいうふうにしませうかという点について、その方面の役所からお答えをして頂きますように委員長において御便宜を図つて頂きたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) かしこまりました。去る九日の当委員会におきまして、委員各位の御要望によつて本法律案の衆議院における修正の経過に鑑みて、修正立案者の御出席を求められることになりましたので、本日は修正案の提案者である小林議員、それから本會議における附帯決議の説明をなしました吉川議員、それから御出席を願ひましたので、これから先日の皆様の御発言の趣旨に基いてそれ／＼御発言をお願いいたします。

て、委員各位の御要望によつて本法律案の衆議院における修正の経過に鑑みて、修正立案者の御出席を求められることになりましたので、本日は修正案の提案者である小林議員、それから本會議における附帯決議の説明をなしました吉川議員、それから御出席を願ひましたので、これから先日の皆様の御発言の趣旨に基いてそれ／＼御発言をお願いいたします。

○片柳眞吉君 衆議院からわざ／＼おいでを頂きまして甚だ恐縮であります。が、私から衆議院で第四條の二の第二項を改正された点につきまして、修正された衆議院の直接の説明をお聞きしたいといふように存するのであります。と申しますのは、この解釈につきまして政府当局からいろいろ／＼答弁を頂きましたけれども、必ずしもその解釈が明確でないものでありまして、やはり修正案を立案されたかたから直接改正の趣旨等をお聞きいたしまして、その趣旨でこの法律を運用して頂く外ないのであります。そういう意味で実はおいでを願つたわけでありませぬ。同時に私から若干の御質問をして御説明を頂きたいと思ひます。第一は、すでに政府の原案でも買入れ法の第三條の米の買入れ価格と麦の買入れ価格とは、すでに政府の原案でも実は文章なり内容を異にしておると私は考へるのであります。更に政府の原案に衆議院で修正されたのであります。そういうことになりましたら、米の買入れ価格の算定と、衆議院の修正案による麦の買入れ価格とは、どういふ点が違ふか、この点を一つ率直にお聞かせを頂きたいと思ひます。我々

買入れ価格を研究しなければならぬのであります。が、こゝから、今の米の買入れ価格問題と関連して明瞭にして御説明を頂ければ幸いと思ひます。それから次に、この修正案で参りますと、政府の売却価格は第四條の三でありますから政府の原案と同様であるわけですが、そうなつて参りますと、これは計算をしてみないとわかりませぬけれども、大体の公算としては買入れ価格が相当我々のかねてから主張しておるような再生産をカバーするといふラインで出て参りますと、当然の結論として二重価格という問題が出る公算が多いのではないかと、こゝに我々は考えられますが、そういうことを当然予期されていると思ひます。その見解を承りたいと思ひます。それからこの決議の第一項であります。が、なお麦類の売渡価格は現行価格を維持する、こゝから、この決議通りとしますと第四條の三は家計費が或る程度殖えて来れば、家計費の上昇した率に依つて或る程度政府の売渡標準価格も上るといふようにこれはスライドすると思ひますが、この決議案が出ておられますが、併し第四條の三は改正をあれされておらないのであります。その辺を如何にこれは理解したらよろしいのであります。か、大体以上の三点につきまして御説明を頂きたいと思ひます。更に決議案につきましてもできますれば詳細な説明を頂ければ結構と思ひます。

○衆議院議員(小林運策君) 我々衆議院におきまして本法案の修正をいたしました点につきまして、只今片柳氏か

ら御質問がありました。我々がこの食糧管理法の一部を改正する法律案を見ましたときに、これは単に麦だけの問題ではなく、やはり主食全般に亘つた問題と考へまして、この法案に対する修正の決意をいたしましたのであります。従つて只今御質問に参りました米と麦の買入れ価格につきましても、政府の答弁はやはりこれは別々になつております。併し我々の根本的の考へ方は、これは米と麦を離して考へるべきではないといふ我々の主観に立ちまして、こゝから、考えられた結果がこゝから来たところに来ました。併し我々の考へておつたことが修正案に全部盛り込まれておるかといふと必ずしもそうではないのでございまして、この点は甚だ遺憾といひたいと思ひます。併し今の御質問に参りますように買入れ価格は全然二つ別に考へておるような御質問でありませぬが、我々の考へておりましたは麦にいたしても米にいたしても、生産者が再生産をできるという確信の上に立たなければ、麦の増産も米の増産もできないという考へ方からいたしまして、今回は麦の買入れに当りましても再生産を確保するように入入れ価格にしたいといふ考へておりました。従つて御質問にもありましたように、米もやはり同じような考へで我々おりました。併しそれを具体的にどうかという点になりますと、この買入れ価格の問題は特に再生産をするといふことを我々、併し考へました、例えば対米比価によつて麦の価格を決定するといふようなことも考へましたが、これらは大體政令事項に亘りますので、不十分ではありましたが今回のような修正をいたしましたのでございませぬ。

買入れ価格を研究しなければならぬのであります。が、こゝから、今の米の買入れ価格問題と関連して明瞭にして御説明を頂ければ幸いと思ひます。それから次に、この修正案で参りますと、政府の売却価格は第四條の三でありますから政府の原案と同様であるわけですが、そうなつて参りますと、これは計算をしてみないとわかりませぬけれども、大体の公算としては買入れ価格が相当我々のかねてから主張しておるような再生産をカバーするといふラインで出て参りますと、当然の結論として二重価格という問題が出る公算が多いのではないかと、こゝに我々は考えられますが、そういうことを当然予期されていると思ひます。その見解を承りたいと思ひます。それからこの決議の第一項であります。が、なお麦類の売渡価格は現行価格を維持する、こゝから、この決議通りとしますと第四條の三は家計費が或る程度殖えて来れば、家計費の上昇した率に依つて或る程度政府の売渡標準価格も上るといふようにこれはスライドすると思ひますが、この決議案が出ておられますが、併し第四條の三は改正をあれされておらないのであります。その辺を如何にこれは理解したらよろしいのであります。か、大体以上の三点につきまして御説明を頂きたいと思ひます。更に決議案につきましてもできますれば詳細な説明を頂ければ結構と思ひます。

○衆議院議員(小林運策君) 我々衆議院におきまして本法案の修正をいたしました点につきまして、只今片柳氏か

ら御質問がありました。我々がこの食糧管理法の一部を改正する法律案を見ましたときに、これは単に麦だけの問題ではなく、やはり主食全般に亘つた問題と考へまして、この法案に対する修正の決意をいたしましたのであります。従つて只今御質問に参りました米と麦の買入れ価格につきましても、政府の答弁はやはりこれは別々になつております。併し我々の根本的の考へ方は、これは米と麦を離して考へるべきではないといふ我々の主観に立ちまして、こゝから、考えられた結果がこゝから来たところに来ました。併し我々の考へておつたことが修正案に全部盛り込まれておるかといふと必ずしもそうではないのでございまして、この点は甚だ遺憾といひたいと思ひます。併し今の御質問に参りますように買入れ価格は全然二つ別に考へておるような御質問でありませぬが、我々の考へておりましたは麦にいたしても米にいたしても、生産者が再生産をできるという確信の上に立たなければ、麦の増産も米の増産もできないという考へ方からいたしまして、今回は麦の買入れに当りましても再生産を確保するように入入れ価格にしたいといふ考へておりました。従つて御質問にもありましたように、米もやはり同じような考へで我々おりました。併しそれを具体的にどうかという点になりますと、この買入れ価格の問題は特に再生産をするといふことを我々、併し考へました、例えば対米比価によつて麦の価格を決定するといふようなことも考へましたが、これらは大體政令事項に亘りますので、不十分ではありましたが今回のような修正をいたしましたのでございませぬ。

なお次の充渡価格の問題でございませうが、再生産をカバーするというところからだん／＼考えを縮めて参りますと、やはり只今御質問に参りましたような買入のほうと充渡との間に相当の開きを生じまして、御質問のような二重価格というものが当然私たちが起つて来るという考えを持ちまして、併しこれを法律にどんなふうに表示するかという点につきましては非常に苦慮いたしましたけれども、法律には完全には表われておりません。従いまして只今御質問に参りましたように決議案を我々は用意をいたしました。この決議案の趣旨を十分に実行するならば、これは二重価格として立派にできる、再生産も保証できるし、消費者の家計費にもこの価格が及んで行かないというふうな結果になると我々は信じておつたのであります。従いまして我々は決議案を委員会におきましても本会議におきましても上程いたしました。これに對する政府の特に農林大臣の答弁もはつきりいたしておりまして、これらは政府は責任を以てやるといふ保証を得ましたので、只今の御質問のことも十分に達成できると考えております。ただ、これができるできないというものは、政府が国会において答弁をして責任を以て大臣が言明したことを実行するか否かにかかつておると我々は信じておるのであります。

以上簡単に御説明を申し上げます。

○片柳眞吉君 御答弁で大体は了解をいたしました。重ねて御質問をいたしますと、米の価格、麦の価格は結論において大体同じような結論である、かような趣旨に了解いたしましたわけでありませうが、ただ米のほうは生産費

をベースにして物価その他の経済事情を参酌してきめる。麦のほうは農業バリエイに基いてその他の事情を参酌してと、こゝろまあ主客が逆になつておりますが、そこで麦のほうは二十五年二十六年の兩年の平均を基準にしてパリティ計算をする。これは私も極めて賛成でございますが、米のほうもやはり米の生産費ということがはつきり出ておりますが、修正提案者のお考えでは、米のほうはやはり二十五年二十六年の兩年の米価平均でパリティでありますのか、或いはもう生産費を真正面からとつて、その他のパリティ等は参酌事項としてこれをくむという考えでありますか、その辺を重ねてお願いしたいと思います。

○衆議院議員(吉川久衛君) 小林君のお答えしたことに補足して、合せて只今の御質問にお答えしたいと思ひます。

私どもの当初からの考えは要約すると三つの問題になるのであります。一つは場内の食糧の増産確保、それが一点、それから米麦は不可分論である、それから二重価格制で行かなければならぬ、この三つの問題に重点を置いてこの食糧法の一部改正の問題を考えたわけでございます。それで増産をさせるにはできるだけ生産費を償ふところの価格で買上げなければならぬというところで、第四條の二項の修正になつたのでございませうが、この修正には実はいささかございまして、私どもは価格を基準として再生産を確保するといふことを強く要請したのでございませうが、どうして「基準として」では豊凶係数等を入れるのに工合が悪いといふことで、「旨とし」といふ抽象的な

言葉で表現されることになつた、そのことがこの決議案になつて来たわけでございます。而もその決議案は今までのおぼろげな、いわゆる大臣の答弁ではなくて、こちらでこゝろいふお答えをしてもらいたというものを大臣に要求をいたしました。これは今までの形を破つて、特にこのことは一つ約束をしましよつたというので、これはこの決議案に對する大臣の答弁となつたのでございませうから、その点はこれは極めて重要な問題だと思ひますので、申添えて置きます。

そこでこの麦の充渡価格の決定に當つては家計費をこの上に考慮するといふことは、これは当然でございます。だから第三項の修正をいたしませんでした。それから二十五年、二十六年といふところを抑えたとこゝろに米麦不可分論の論議があるといふことでもございませう。そこで米の価格を決定するに當つて、私どもは二十五年、二十六年の価格を基準とするといふことを米の問題については譲りなかつたのでございませうけれども、米麦不可分論と私どもの唱える二重価格制の原則の上に立てば、当然米の価格を決定する場合には再生産を確保するといふことは必然の結果となつて出て来るという考え方で、今までは質疑をやつて参つたわけでございます。そういう意味でこの決議案もできておりますから、そのように御了解をお願いしたいと思います。

○片柳眞吉君 結論として米と麦とは法律の規定を若干異にしておりませうが、お考えとしては大体同じだといふふうに了解してよろしいと思ひます。

○小林孝平君 それに関連して、只今の御説明によりませうと、この決議案の趣旨といふものは二重価格制をはつきりと願つたものである、こゝろいふふうな御説明であつたのでありまして、私どももこの決議案を読みまして、私どもはこれをはつきりと了解いたしました。これは過日この決議案が衆議院で可決された際に、新聞紙上でも二重価格制を実現することを決議した、こゝろいふふうに現われておるのであります。ところが先般政府当局にこの問題をお尋ねしたところ、二重価格制をはつきり願つたものでない、こゝろいふことを御答弁になつておるのであります。この点はこの決議案の審議の過程におきましてはつきりと政府側の意見を確かめられてあるかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。これは政府側から特にそういうふうな二重価格制を採用するのであるといふふうな御答弁があるのは御勝手であるといふふうな御答弁がありませうので、この点は非常に重大だと思ひますので、はつきりさせて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(吉川久衛君) 只今のお尋ねでございますが、衆議院における審議の過程においては私どもも社会党の井上良二君からも二重価格制を強く要求したのでございませうが、政府のお答えは二重価格制にするのだとは明確なる回答は避けていられます。併し質疑の過程において私どもの修正案、これは當時は司令部からOKをとつたわけでございますが、その中にも譲つておりますように、この食糧の特別会計に赤字を生じた場合には、一般会計から補填するといふことを食糧特別会計法の一部改正も併せてやらうじやない

か、こゝろいふ問題が起りました。ところが特別会計法の原則を覆すような法律改正といふことは恰好つかないから、そいつは一つ必ず政府において責任をとるから決議にしてくれ、こゝろいふことでもこの私の説明いたしました決議案の第二項となつたわけでございます。当初私どもの考え方からいいますと、保管料、倉庫料、運送料、人件費、諸掛り等を大体計算をいたしました、三十六億くらいになつたと思ひます、或いは四十億近くになつたかと思ひます。ところが当然赤字が出れば一般会計から補填しなければならぬ。なればそのときに当然それに対する臨時の法制的な手続はとられるのであるから、そこで食糧特別会計法の一部改正をやつて、この決議案で行けば同じ結果になるのである、こゝろいふことでもこの第二項が了承されたわけでございますから、私どもは二重価格制を認めて頂いて頂いて頂いて、こゝろいふふうに信じているわけでありませう。

○政府委員(野原正勝君) 二重価格制の問題であります。私もこの委員会ではば／＼申し上げましたように、この附帯決議によりまして特に明らかにされました点は、買入れの場合は二十五、二十六年度を基準といたしまして買入をするといふことであり、又政府手持の麦を充渡する場合におきましては、現行価格水準を以て充渡しをする。つまり上げないといふことであります。そういたしますと、こゝろいふことと必然的にそこに赤字が生ずることは明白であります。で、衆議院のこの附帯決議の出ます当時におきましても、我々はその御決議の趣旨を十二分に尊重いたしまして、昭和二十七年年度の食糧特別会

計におきましては、赤字を覚悟の上で我々はこの決議を十分尊重する、実行するという事を言明したのであります。従いましてこの委員会でも私はつきり申し上げたはずであります、その問題に関する限りにおいては相当程度赤字を生ずることは決心をしておりますという事を申し上げたのであります。ただ食糧特別会計の建前と申しますまい、これは麦だけやつておるのでないか、これは米もやつておるのでないか、これは米もやつておる、或いは澱粉の買入もする、或いは砂糖もやるというふうなことでございまして、麦だけに對しての特別会計ではないのであります。相当麗大な食糧管理をやつておるので、これはどの程度の赤字ができるのかまだ明白でありませんし、麦だけの分をここで特に切り離すということは食糧特別会計の建前においてもちよつと困難であります。従いまして当然赤字が出る、赤字が出た場合においては、これは責任を以て一般会計から繰入をして赤字の補填をするという決意は、農林大臣からもつきり、特にその点はこれがはつきりした二重価格をとるのでないこと、これを申上げることは、いわゆる特別会計なるもの本質から見てこの際障りがあるという点で、小林さんの御質問に對しても私はこの点は実は残したのであります。その点は政府の立場におきまして、実はあれ以上のこと、これを申上げることはどうかと考えておつたのであります、麦に関する限りにおきまして、これはこの機会につきり申上げますが、或る意味における二重価格というふうなことを政府はこ

の際行方という考え方を申上げるわけでは

ございません。ただ食糧特別会計全体を二重価格を認めて、初めからあらかじめ麗大な赤字が出るということを覚悟してやるという事になれば、食糧特別会計なるものについては、あらかじめ予算的措置を講じないで、食糧特別会計をそのまま通すということはできませんので、これは特別会計の内部で操作をし、赤字が生じた場合に對しては、あとからこれは責任を以て赤字を補填する、という形をとつたわけでございます。その点は一つ御了承頂けるものと考へております。

○衆議院議員(小林運書) 只今野原政務次官からのお話でございますが、私は駭目を押す意味じゃないので、誤解を招くといけません。私、私のお考えをちよつと申添えておきますが、只今政務次官のお話でどういふことがちよつと心配になるような気がするのですが、麦のほうで赤字が出たらそれは一般会計から入れるのだ、併し特別会計の考えから入ればはつきり言えないけれども、併しお話を申上げたように米も麦もやつて考へ方は同じなのであります。従つて麦の赤字が出た場合に米で幾分はカバーするのだという考へ方は絶対にない、ということをはつきり私は申し上げたい。そういう考へ方を我々は持つてやりました。法文の上には出ておりませんが、我々の考へ方は、麦の赤字はせいぜい、我々の考へ方は、麦のほうでカバーする、その半面に米のほうでカバーする、という考へ方は絶対にない、砂糖の問題もありましたが、これはもう量的に、金額の上からいつて問題ではないのであります。そういう考へ方も申上げたのであります。御

は、この価格の問題ではそういう点では絶対ないという考へ方は、併しは絶対ないと思ふ、それを付加して申上げておきたいと思ふ。

○政府委員(野原正勝) この機会に明らかにしておきたいと思ふのですが、我々も決して麦の赤字を米でカバーしようなどという考へ方は毛頭持つておりません。ただ食糧特別会計の赤字という事には、併し米も麦もやつておる、或いは多少プラスになる場合もあるわけでありませんが、いざれにしましてもこの麦の分を米なりはかのものでカバーしようという考へ方は考へていないのであります。その限りに對しては、これは御決議をなされた以上は、これは二十七年年度の食糧特別会計はまあそれだけの分ははつきり赤字ができるという考へ方は決意をいたしておきます。大臣にもあらかじめ連絡をとりました、赤字があとで出るが、これは一つ含んでおいてもいいという考へ事を大臣に特に連絡をとつたのであります。その点は決して米にこの問題を持つて行くという考へ方は政府の考へ方として毛頭持つておりませんので、この点の一つに明らかにしておきたいと思ふ。

り砂糖は、或いはこれは食糧會計の改正には影響はないわけでありまして、併し、只今麦について価格をとれば当然これは米のほうでも実は相当の赤字が出ることはこれは出て来ます。この辺の解釈をはつきりして頂きたいと思ふ。

○片柳真吉君 私も大体今のこと、御質問をしたいと思います。小林さんの質問をしたいと思います。小林さんからのお話がありました。且つ又只今政務次官からその趣旨の御答弁がありましたので、実はさつき米と麦との価格が、文章は違ひけれども、同じ趣旨に解してよろしいか、という考へ方、この点を申上げたので、澱粉な

ラム、十六貫でございますが、これにつきましては、検査當日六十キロ口あればよろしいというはあくまでこれは嚴守をいたしてあります。ただ検査當日六十キログラムなければなりません、これは込み米とは全然違ひるのでありますけれども、若干量を預りやうとありますけれども、若干量を預りやうとありまして、検査當日六十キログラムあればいいのであります。三合というやうな麗大な量を込み米に入れるというやうなことを中央で勿論指示したことはございません。差しを入れられた場合等におきまして、大体二割くらい出るものであります。かますなどに入れますが、元にも返入る場合があります。元にも返入る場合があります。取引のときそれを返すという指導をいたしてありますので、従来のやうな込み米というやうなことを指導しておることは、これは中央には絶対ございませんことを御了承願ひます。

○委員(羽生三七) 本日はこの程度で散会いたします。午後三時十九分散会
五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
一、畜犬養法(案)
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。
第二條 前條の規定による貸付金(以下貸付金という)の償還は、

次項に規定するものを除き、償還期間二十年(すえ置期間を含む)以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法によるものとする。
前條第一号の資金を政令で定める者に貸し付ける場合の貸付金の償還は、償還期間五年(すえ置期間を含む)以内、年利五分五厘の均等年賦償還の方法によるものとする。

政府は、前二項の規定にかかわらず、左の場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。
一 貸付金の償還をすべき者の申出があつたとき。
二 貸付金の償還をすべき者が年賦金の支拂を怠つたとき。

三 前條の規定による貸付を受けたる者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む)が貸付金をその貸付の目的以外の目的に供したとき。
四 前條の規定による貸付を受けたる者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者)がその當む耕作の業務を怠り、又は廃止したとき。

第一項及び第二項のすえ置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前條第一号の資金を第一項の規定により貸し付ける場合は五年、第二項の規定により貸し付ける場合は二年、同條第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同條第三号の資金を貸し付け

る場合は一年とし、その期間中は、無利子とする。
第三條第三項中「前條第一項本文」を「前條第一項又は第二項」に、第六條第一項中「第二條第一項」を「第二條第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

畜犬競技法案
畜犬競技法
(この法律の趣旨)
第一條 この法律は、畜犬の能力検査を行い、畜犬その他の動物の改良増殖及び輸出の促進を図り、且つ、動物愛護に寄與するとともに、地方財政の改善を図るために行う畜犬競技に關し規定するものとする。

(畜犬競技の施行者)
第二條 都道府県及びその区域内に畜犬競技場が存在する市(以下「市」という)は、その議会の議決を経て、この法律により、畜犬競技を行うことができる。
2 前項の規定により畜犬競技を行う都道府県又は市(以下「畜犬競技施行者」という)以外の者は、優勝投票券その他これに類似するものを発売して、畜犬競技を行つてはならない。
(畜犬競技の実施の委任)
第三條 畜犬競技施行者は、その議会の議決を経て、且つ、農林大臣の認可を受けて、畜犬競技の実施を当該都道府県に設立する畜犬改良会に委任することができる。
(畜犬の虐待防止)

第四條 畜犬競技は、出場する畜犬を虐待することになるような方法で行つてはならない。
2 畜犬競技に出場する畜犬は、出場する直前に、政府又は地方公共団体の職員でない獣医師の検査を受け、健康で、いかなる薬品の作用を受けておらず、且つ、出場するのに適しているものであることを証明されなければならない。
(畜犬競技場)
第五條 畜犬競技は、畜犬改良クラブに登録された畜犬競技場で行わなければならない。
2 畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。但し、畜犬競技に出場する畜犬の数のその他の事情を考へて農林大臣が指定する都道府県にあつては、二箇所とする。

(入場料等)
第六條 畜犬競技施行者は、畜犬競技を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。
2 畜犬競技施行者は、省令で定める畜犬競技を開催するときは、入場者の各共同募金会に対する寄附金を第一項の入場料に加算した額の入場券を發行することができる。
3 前項の寄附金の額は、入場券一枚につき、十円以内とする。
4 第二項の規定による入場券には、寄附金の額及びその寄附金が本條の規定によるものであることを明確に記載しなければならない。
5 第二項の規定による入場券を購

入した者は、その購入によつて、当該入場券に記載されている額の寄附金を各共同募金会に寄附したものとす。
6 畜犬競技施行者は、前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく、関係各共同募金会に交付しなければならない。
7 各共同募金会は、前項の規定により寄附金の交付を受けたときは、第二項の規定による入場券の發行のため畜犬競技施行者において特に要した費用を当該畜犬競技施行者に支拂わなければならない。
8 前項の費用の額は、畜犬競技施行者が関係各共同募金会と協議して定める。
(優勝投票券)
第七條 畜犬競技施行者は、一口金二十円の優勝投票券を券面金額で発売することができる。
2 畜犬競技施行者は、前項の優勝投票券五枚分を一枚をもつて代表する優勝投票券を発売することができる。

(優勝投票券の購入等の禁止)
第八條 左の各号の一に該当する場合には、優勝投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。
一 畜犬競技に關係する政府職員及び畜犬改良クラブの役員にあつては、すべての畜犬競技について
二 畜犬競技に關係する都道府県又は市職員にあつては、当該都道府県又は市が行うすべての畜犬競技について
三 畜犬改良会の役員及び畜犬競

技に關係する指導師並びに競技の役員その他の畜犬競技の運営に従事する者にあつては、当該畜犬競技について
(拂戻金)
第九條 畜犬競技施行者は、優勝投票券の的中者に対し、その畜犬競技についての優勝投票券の売上金を差し引いたもの、以上同じ)の額の百分の七十五以上の金額の拂戻金を当該優勝畜犬に対する各優勝投票券にあん分して交付する。
2 優勝投票券の的中者のない場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上の金額を当該畜犬競技における優勝畜犬以外の出場した畜犬に投票した者に対し、各優勝投票券にあん分して拂戻金として交付する。
3 前二項の規定により優勝投票券の的中者又は優勝投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。
第十條 前條の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一回未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
2 前項の端数切捨てによつて生じた金額は、畜犬競技施行者の収入とする。
(投票の無効)
第十一條 優勝投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。
一 出場すべき畜犬がなくなり、

七

又は出場すべき畜犬が一つのみとなつたこと。

二 畜犬競技が成立しなかつたこと。

三 畜犬競技に優勝畜犬がなかつたこと。

2 発売した優勝投票券に表示された畜犬が、出場しなかつた場合は、その畜犬（第一等及び第二等となつた畜犬をその順位で一組として優勝畜犬とする優勝投票法（以下「連勝式優勝投票法」という。）に於てはその票犬の属する組）に対する投票は、無効とする。連勝式優勝投票法において同一の連勝式番号をつけられた畜犬を一組とした場合において、表示された畜犬のうちいずれか一の畜犬のみが出場したときは、その組に対する投票について、同様である。

3 前二項の場合においては、当該優勝投票券を所有する者は、畜犬競技施行者に対してその券面金額の返還を請求することができる。

(拂戻金及び返還金の債権の時効)
第十二條 第九條の規定による拂戻金又は前條の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(出場畜犬)
第十三條 畜犬競技に出場する畜犬は、第十四條に規定する指導師の訓練を受けたものであつて畜犬改良クラブに登録されたものでなければならぬ。

2 前項の畜犬は、当該畜犬の飼養者の住所の都道府県又はその区域内に存在する市が行う畜犬競技

以外の畜犬競技に出場させてはならない。但し、省令で定める種類の畜犬競技に出場する場合には、この限りでない。

(指導師)
第十四條 畜犬改良クラブの行い講習を修了し、畜犬改良クラブに登録された指導師でなければ、畜犬競技に出場する畜犬を訓練し、又は畜犬競技に出場することはできない。

2 前項の登録を受けた指導師でないならば、指導師という名称を用いてはならない。

(畜犬競技施行者の収入)
第十五條 畜犬競技施行者は、優勝投票券の売上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができる。

(納付金)
第十六條 畜犬競技施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から優勝投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の規定により納付された金額の中から、犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九條（天然記念物の指定）の規定による天然記念物として指定された動物の保存及び家畜の登録事業等に関し必要な経費として支出しなければならない。

3 前項の規定の適用にして必要な事項は、省令で定める。
(畜犬競技施行者の収入の使途)

第十七條 畜犬競技施行者は、第十五條の規定により自己の収入とすべき金額から前條第一項の規定により納付すべき金額及び畜犬競技の開催に関する経費を差引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額を下らない金額を、前條第二項に掲げる事項に關し必要な経費として支出するものとする。

2 前項の畜犬競技の開催に關する経費及び同項の支出の方法について必要な事項は、政令で定める。
(畜犬改良会及び畜犬改良クラブ)
第十八條 畜犬改良会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條（公益法人の設立）の規定により設立される法人とする。

2 畜犬改良会は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 社員の数が省令で定める数以上であること。

二 各社員が省令で定める品種の畜犬のうちいずれかの品種のもの所有し、且つ、総社員数の有する畜犬の總数が省令で定める数以上であること。

三 役員が左に掲げる者に該当していないこと。

イ この法律、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二十九号）、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第

二編第二十三章と博及び富くじに關する罪）の罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者
ロ イに規定する者を除き、禁執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

ハ 禁治産者及び準禁治産者

3 畜犬改良会以外の者は、その名称中に畜犬改良会又はこれに類似する文字を用いてはならない。

4 すべての畜犬改良会は、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録その他畜犬競技の実施の調整、指導師にならうとする者に対する講習、畜犬競技に出場する畜犬の訓練並びに畜犬の改良増殖に關する事項の振興を目的とする畜犬改良クラブを設立しなければならない。

5 第一項、第二項第三号及び第三項の規定は、畜犬改良クラブに準用する。この場合において、「畜犬改良会」とあるのは「畜犬改良クラブ」と読み替へるものとする。

(畜犬競技場内の取締)
第十九條 畜犬競技施行者は、畜犬競技場内の秩序を維持するため、入場者の整理、畜犬競技に關する犯罪及び不正の防止並びに畜犬競技場内における品位及び衛生の維持に關して必要な措置を講じなければならない。

第二十條 畜犬競技施行者は、畜犬競技の公正を確保し、又は畜犬競技場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる

処分をすることができる。
一 畜犬の出場を停止すること。
二 飼養者若しくは指導師に対し戒告し、又は指導師が畜犬競技に關與することを停止すること。

三 入場を拒否し、又は入場者に対し畜犬競技場外への退去を命ずること。

第二十一條 農林大臣は、必要があるとき、当該職員に、畜犬競技に關する事務所又は畜犬競技場に立ち入つて、畜犬競技場内の秩序を維持し、その他畜犬競技の公正を確保するため必要な事項につき、畜犬競技施行者に対し、指示をすることができ、

2 前項の場合には、農林大臣は、当該職員にその身分を示す証票を携帯させ、関係人の請求があつたときは、これを呈示させなければならない。

(優勝投票券の発売の停止等)
第二十二條 農林大臣は、畜犬競技施行者、畜犬改良会若しくは畜犬改良クラブが、この法律、この法律に基いて発する命令若しくはこれらに基いてする処分違反したとき、又は畜犬競技場内の秩序を維持し、その他畜犬競技の公正を維持するため必要があるときは、当該畜犬競技施行者、畜犬改良会又は畜犬改良クラブに対し、優勝投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜犬競技施行者、畜犬改

良会又は畜犬改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合には、事後に聴聞をすることができ

(設立許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、畜犬改良会又は畜犬改良クラブが左の各号の一に該当する場合には、民法第三十四條の規定による当該法人の設立の許可を取り消すことができる。

一 畜犬改良会又は畜犬改良クラブが第十八條第二項各号の一(同條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる要件を欠くに至つたとき、又は許可当時第十八條第二項各号の一に掲げる要件を備えていなかったことが判明したとき。

二 畜犬改良会又は畜犬改良クラブがこの法律、この法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により設立の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜犬改良会又は畜犬改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。

(届出、報告又は検査)

第二十四條 農林大臣は、畜犬競技施行者に対し、畜犬競技の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出若しくは報告をさせ、又は帳簿及び書類を検査することができる。

(登録料)

第二十五條 畜犬改良クラブは、畜

犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録に関し、その登録の申請者から、省令で定める金額の登録料を徴収することができる。

(委任事項)

第二十六條 この法律に定めるものの外、畜犬競技に出場する畜犬の品種に関する事項、畜犬競技の開催回数及び開催日数に関する事項、畜犬競技の種類、種目及び方法に関する事項、畜犬競技場、畜犬競技に出場する畜犬及び指導師の登録基準その他の登録に関する事項、畜犬改良クラブが指導師にならうとする者に対して行ふ講習に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二條第二項の規定に違反した者

二 この法律により行ふ畜犬競技に関し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第八條の規定により優勝投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定により優勝投票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者

に対して優勝投票券を発売した者

二 第八條の規定に違反した者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する者を除き、同條第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十九條 畜犬改良会若しくは畜犬改良クラブの役員、畜犬競技に関する事務に従事する者又は畜犬競技に関係する指導師が、その職務又は競技に関して、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競技に関して、賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄ろは没收する。もし、その全部又は一部を没收することができない場合には、その価格を追徴する。

第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

第三十一條 第十四條第二項又は第十八條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国から輸入された畜犬(この法律施行の際現に国内にある畜犬を除く)は、省令に定める期間中、畜犬競技に出場することができない。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項に次の一号を加える。

十三 畜犬競技の監督を行うこと。

昭和二十七年五月二十二日印刷

昭和二十七年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所